

# 首都高パトロール株式会社

## 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性の交通業務員をさらに増やし、長期間活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のとおり行動計画を策定する。

1 計画期間 2026年4月1日～2031年3月31日(5か年)

2 当社の課題

- (1) 女性の交通業務員が依然少ない。
- (2) 社員の育児参加を支援するための休暇、育児休業の取得の維持・向上、社内制度の向上

3 目標と取組内容・実施時期

**目標1：期間中の女性の交通業務員の採用実績を7名以上とする。**

- 2026年4月～
- ・女性に対して交通業務員の仕事内容を広く知ってもらうため、当社ホームページ等で活躍する女性社員を紹介するなど引き続き積極的な広報を実施する。
  - ・引き続き、巡回基地における女性専用施設の整備を進める。

**目標2：女性の育児休業取得率100%を維持する。**

- 2026年4月～
- ・社内外に女性の育児休業取得実績を公表するとともに、引き続き育児休業を取得しやすい環境づくりを推進する。併せて男性が育児休業を取得しやすい環境づくりを推進していく。

**目標3：年次有給休暇取得率90%以上を維持する。**

- 2026年4月～
- ・社内外に年次有給取得実績を公表するとともに、引き続き年次有給休暇を取得しやすい環境づくりを推進する。

**目標4：期間中、育児のための制度を向上させる。**

- 2026年4月～
- ・仕事と家庭をより両立しやすくする方策を検討し、社内の制度を向上させる。